

## 泉佐野市家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置の費用に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市補助金等交付規則(平成17年泉佐野市規則第2号)に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的として、本市内の住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(以下「対象システム」という。)を設置し、使用する者に対して、当該年度予算の範囲内において泉佐野市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる対象システムは、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 対象システムが、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が指定した対象システムであること。
- (2) 未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、住民基本台帳に記録された泉佐野市内住所地に対象システムを設置し居住する者であって、次の各号に掲げるすべての要件に適合した者とする。

- (1) 自ら居住する市内の既存若しくは新築住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に対象システムを購入し設置した者又は市内の対象システム付き建売住宅(未入居の新築物件に限る。)を購入し自ら居住した者。
- (2) 別表1に定める設置期間、要件に該当する者
- (3) 交付決定時において、世帯員全員が市税を滞納していない者。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を本人又は同一世帯の者が受けていない者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システム設置1基につき別表1のとおりとする。

2 補助金の交付は、1世帯あたり1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の書類等を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助金交付申請書(様式1)
- (2) 住民基本台帳記録および納税状況確認同意書(様式2)
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書のコピー(新築住宅又は建売住宅に限る)
- (4) 対象システムの設置費に係る領収書のコピー又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム領収証明書(様式3)
- (5) 対象システムの保証書のコピー(領収書又は保証登録カードを貼り付けているもの)
- (6) 対象システムの設置状況を示す写真
- (7) 国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)の補助金の額の確定通知書のコピー  
(平成26年3月1日以降に設置し、国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)からの補助金の交付を受けた者のみ)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(事務の代行)

第6条 交付申請者は、補助金の交付にかかる事務手続を第三者に代行させることができる。

(交付及び交付額の決定)

第7条 市長は、第5条の交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付額を確定する。なお、必要に応じ現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定及び交付額を確定したときは、補助金交付決定兼確定通知書(様式4)により、また、交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式5)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付決定者は、前条の規定による補助金交付決定兼交付額確定通知書を受けた場合、速やかに補助金交付請求書(様式6)を市長に提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式7)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(適用除外)

2 泉佐野市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)により補助金の交付を受けた者は、本補助金の対象外とする

別表1 (第3条、第4条関係)

| 設置期間                     | 要件                                    | 補助金の額 |
|--------------------------|---------------------------------------|-------|
| 平成26年3月1日から<br>令和8年3月31日 | 国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)から<br>補助金の交付を受けた者。 | 5万円   |
| 令和3年3月1日から<br>令和8年3月31日  | 対象システムを設置し、引渡しを受けている者                 | 5万円   |
| 令和8年4月1日以降               | 対象システムを設置し、引渡しを受けている者                 | 10万円  |